

補助対象型別の保育児童数に係る基準

1 児童数の算定方法

各月において職員と保育所との間に受託契約をしており、かつ各月において15日以上保育した職員の児童を、補助対象型別に定められた保育児童数として算定する。

2 臨時に保育した児童数の算定について

臨時の保育については、下記の要領で換算した上で補助対象型別に定められた保育児童数の算定に含める。ただし、臨時に保育した児童の換算は、1日単位で保育した児童についてのみ行い、時間単位以下の保育した児童については含めない。

・換算方法

※（臨時に保育した児童の換算式）

（保育児童一人当たりの換算数）＝

（各臨時に保育した児童の月間延保育日数）÷（実際の月間延開所日数）

（例）その月において1日あたり8時間、15日間開所した保育所において、

15日間保育した児童数 3人

6日間臨時に保育した児童数 1人

5日間臨時に保育した児童数 2人である場合、

臨時に保育した児童数を換算すると、

（6日）÷（15日）＝0.4

（5日）÷（15日）＝0.33

であるから、これに15日間保育した児童数を加算すると、

$3 + 0.4 + 0.33 + 0.33 = \underline{\underline{4.06}}$ 人

→補助対象A型

3 補助対象施設の種別

各月における保育児童数の年間の平均によって求めた数が4.0以上であれば、各月において4人未満であっても、補助対象A型とする。

ただし、各月において4人未満の月が6か月以上に達する場合は、当該補助対象型に該当しないものとする。

補助対象A型特例、補助対象B型、B型特例についても、同様の考え方とする。

(考え方の例)

① 4～10月（7か月） 保育児童数5人
11～3月（5か月） 保育児童数3人 の場合
 $\{(5人 \times 7か月) + (3人 \times 5か月)\} \div 12か月 = 4.16人$
4人未満の月が5か月間あるが、年間の平均が4人以上のため→補助対象A型

② 4～10月（7か月） 保育児童数4人
11～3月（5か月） 保育児童数3人 の場合
 $\{(4人 \times 7か月) + (3人 \times 5か月)\} \div 12か月 = 3.58人$
年間の平均が4人未満のため→補助対象外

③ 4～9月（6か月） 保育児童数5人
10～3月（6か月） 保育児童数3人 の場合
 $\{(5人 \times 6か月) + (3人 \times 6か月)\} \div 12か月 = 4.0人$
年間平均4人以上だが、3人の月が6か月あるため→補助対象外

※ただし、年間の平均を算出する際の端数処理については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求めることとする。